

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成等の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確となっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところです。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の患者も多く、生活に困難を来しています。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がなされないといった実態が報告されるなど、現行制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時において、とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされているところです。しかし、国においては、医療費助成を含む生活支援について具体的措置が講じられていない状況であり、毎日約110人の患者が亡くなっていることを踏まえると、これらの支援の実現は一刻の猶予もない課題です。

よって、国におかれましては、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣